

うるま市火葬場整備事業  
【設計・建設工事】  
客観的な評価の結果

令和6年 5月

うるま市

うるま市火葬場整備事業【設計・建設工事】を実施する事業者選定にあたり、うるま市火葬場整備事業（設計・建設/火葬炉設備）工事に係る企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザル方式による審査を行った。その結果、優先交渉権者を選定したので、客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 6 年 5 月 9 日

うるま市長 中 村 正 人

## 目次

第 1 事業の概要 .....	1
1 事業名称 .....	1
2 公共施設の管理者の名称 .....	1
3 本事業の目的 .....	1
4 事業の内容 .....	1
5 施設の概要 .....	1
第 2 優先交渉権者決定までの経緯 .....	2
第 3 優先交渉権者の決定 .....	3
第 4 提案価格 .....	3

## 第1 事業の概要

### 1 事業名称

うるま市火葬場整備事業【設計・建設工事】

### 2 公共施設の管理者の名称

うるま市長 中村 正人

### 3 本事業の目的

うるま斎苑（うるま市字具志川1508）は昭和50年にロストル式の火葬炉を備えた火葬場として供用開始してから40年以上が経過し、火葬炉設備をはじめとする施設全体の老朽化に加え、近年の高齢化社会の進展による火葬件数の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化への対応も考慮すると、維持管理・運営を見直す必要があった。火葬炉設備自体は既に耐用年数を超えており、施設自体の機能・規模が市民のニーズに対応するには狭隘であるため、抜本的な再整備が求められていた。

こうしたことから、今後のうるま市火葬場整備の方針を定め、施設の位置・規模・環境保全目標値などの検討を行うとともに、最適な事業手法や施設利用料の検討を実施し、令和5年3月に新たな火葬場整備における「うるま市火葬場整備基本計画」を策定した。

本事業は、この基本計画を受け、効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用し、民間からの提案を基に整備できる設計施工一括発注（デザインビルド/Design Build：DB）方式によってうるま市火葬場を整備することを目的とする。

### 4 事業の内容

造成設計期間：令和6年7月～令和6年10月（4か月）

建築設計期間：令和6年9月～令和7年8月（12か月）\*一部造成設計と並行

造成工事期間：令和7年8月～令和7年11月（4か月）

建築工事期間：令和7年12月～令和9年1月（14か月）

運営準備期間：令和9年2月～令和9年3月（2か月）

供用開始：令和9年4月

### 5 施設の概要

事業用地	うるま市字具志川1508他
施設名称	うるま市火葬場
敷地面積	約5,280㎡
施設構成	人体火葬炉（5炉（内予備1炉））、告別・収骨室、待合室 他

## 第2 優先交渉権者決定までの経緯

優先交渉権者決定までの経緯は、以下のとおりである。

日程	内容
2023年(令和5年) 11月15日(水)	募集要項等の公表
2023年(令和5年) 11月28日(火)	優先交渉権者選定基準、様式集、工事請負契約条項(案)の公表
2023年(令和5年) 11月29日(水)	現地見学会
2023年(令和5年) 12月 5日(火)	参加希望企業との対面対話
2023年(令和5年) 12月15日(金)	参加資格審査書類の受付/締切
2023年(令和5年) 12月22日(金)	参加資格審査結果の通知
2023年(令和5年) 12月26日(火)	対面対話の質疑事項および回答の公表
2024年(令和6年) 2月16日(金)	追加質疑事項および回答の公表
2024年(令和6年) 3月19日(火)	提案書類の受付
2024年(令和6年) 4月15日(月)	プレゼンテーション、ヒアリング
2024年(令和6年) 4月18日(木)	優先交渉権者の決定及び公表

### 第3 優先交渉権者の決定

選定委員会は、優先交渉権者決定基準に基づき、提案書類の審査及びヒアリング等を行い、優先交渉権者を選定した。（別紙「審査講評」参照）

市は、その結果を踏まえ、2024年（令和6年）4月18日（木）に、S-2グループ（代表企業：有限会社 国吉組）を優先交渉権者として決定した。

#### 【優先交渉権者】

S-2グループ

参加区分	企業名	役割
構成員	有限会社 国吉組	代表企業 建設工事
	有限会社 アトリエ・門口	設計・工事監理
	有限会社 宇堅総合開発	造成工事
	合資会社 徳田土木設計事務所	造成設計

### 第4 提案価格

優先交渉権者として決定したS-2グループの提案価格は、次のとおりである。

2,387,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）